

議案第31号

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号イ中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第6条第4項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難

な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第40号)の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (現行に同じ。) (10) 家庭的保育者 区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次のいずれにも該当するものをいう。 ア (現行に同じ。) イ <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者 (保育所等との連携) 第6条 (現行に同じ。) 2・3 (現行に同じ。) <u>4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し</u>	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (省略) (10) 家庭的保育者 区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次のいずれにも該当するものをいう。 ア (省略) イ <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者 (保育所等との連携) 第6条 (省略) 2・3 (省略) <u>4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連</u>

ないこととすることができる。

(1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2)（現行に同じ。）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
。

携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2)（省略）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
。

(1)～(3) (現行に同じ。)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育

(1)～(3) (省略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育